

～「人材育成しつかり」の雇用創出で、富山を元気に！～
重点成長分野人材育成プログラム事業
【起業支援型地域雇用創造事業型】

**受託企業
募集**

富山県では、離職者等の円滑な就職を支援するため、**雇用の創出と人材育成**を組み合わせた「重点成長分野人材育成プログラム事業」を実施しています。

この事業は、起業後10年以内の県内企業等に委託して実施します。

受託を希望される企業等は、本事業のサポート団体である富山県中小企業団体中央会(TEL:076-424-3686)へお問い合わせください。

1 事業内容

県が委託する県内企業等において離職者を新たに雇用し、当該企業等の中核的業務もしくはその業務に付随する業務に従事させ、人材育成計画に基づく研修を行います。



①失業者の雇用と
人材育成を委託



②失業者の雇用と
人材育成



◆対象事業分野…次のいずれかの分野に該当する事業を営む企業等が対象となります。

介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、産業振興（IT関連、医薬品関連、機械・金属関連、健康生活関連の製造・サービス業）

※上記分野に該当するかどうかは、あらかじめ富山県中小企業団体中央会までご相談ください。
 ※建設・土木事業は対象外です。

◆人材育成計画に基づく研修

企業等は人材育成計画を作成し、これに基づきOJT（職場で実務を行いながら行う訓練）やOFF-JT（職場外での研修）の組み合わせによる研修を行うものとします。

OFF-JTの実施時間は、

[4時間×委託期間の月数]以上

※OFF-JTは、月1回程度実施することが望ましいが、まとめて行う場合は3か月に1回以上実施。

2 委託先企業の要件（以下の要件を全て満たす必要があります。）

① 起業（新分野進出のために新たな部門を設置し、実質的に起業と同等に見ることができると書類等により確認することができる場合を含む）後10年以内の企業等であること。（ただし、分割・合併により設立した新会社は対象としない。）



- ② 本社が起業時から継続して富山県内にあること。なお、事業所が複数ある企業等においては、概ね半数以上の事業所が富山県内にあること。
- ③ 実施要領4（2）②により聴取した有識者の意見において、将来地域の雇用の受け皿となり得ると判断された企業等であること。
- ④ 平成21年3月以降の新規学校卒業者（卒業予定者を含む。以下同じ。）の採用内定取消し等を行っていないこと。
- ⑤ 雇用対象者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から委託事業による雇用を終了する日までの間に、事業主の都合による解雇等（退職勧奨を含む）をしていないこと。（ただし、天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合を除く。）
- ⑥ 会計関係帳簿類及び労働関係帳簿を整備していること。
- ⑦ 労働関係法令を遵守し、適正な雇用管理を行っており、かつ、人材育成に十分な人員体制が整っていること。

3 雇用対象者の要件

- ① 雇用対象者の要件は次に掲げる要件をすべて満たすものとします。
- ア 労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者であること。
 - イ 受託企業において過去に雇用されたことがない者であること。
- ② 雇用対象者の業務及び給与等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。
- ア 雇用対象者の業務は、受託企業等の中核的業務もしくはその業務に付随する業務であること。(単純な事務補助、職場内清掃等の業務のみの場合は対象外。)
 - イ 雇用対象者の労働時間、勤務日数、月額給料及び諸手当が、受託企業等で同様の業務に従事する正社員に準じていること。
 - ウ 雇用対象者の就業場所は、県内の事業所であること。

4 雇用対象者の雇用期間・人数

雇用期間	6か月以上1年以内(委託期間を限度)
人数	5人(日系人離職者、障害者等の就職困難者を雇用する場合は7人)

※過去に重点成長分野人材育成プログラム事業を受託した企業等が、新たに指定申込みを行い事業を実施する場合は、過去の雇用対象者の人数を通算して、受託企業等1社当たり5人を限度とします。

- 5 受託申込可能期間 . . . 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- ※受託申込前に指定を受ける必要があります。
 - ※平成25年度中に雇用を開始する必要があります。

6 委託費

県は、この事業の委託費として、次の経費を負担します。

委託費の確定額は、実支出額と委託費の限度額とのいずれか低い額とします。

委託費の限度額(雇用対象者1人1月あたり250千円)

- ・雇用対象者の人件費(賃金、諸手当、社会保険料・労働保険料の雇用主負担分)
 - ・研修費
 - ・事務費(県及びサポート団体への報告に係る通信費等)
- ※1人1月あたり下限160千円
 ※1人1月あたり下限5千円
- 人件費及び研修費は下限額以上とする必要があります。

[その他委託費の要件]

- ◆ 雇用対象者の人件費は委託費の**2分の1以上**
 - ◆ 研修に係る費用の割合は雇用対象者の人件費以外の事業費の**5分の3以上**
- ※委託費は必要に応じて概算払いができますが、概算払額が委託費の確定額を超えることとなった場合は、その超える金額は返還していただくことになります。



事業の詳細、提出書類様式等は富山県の下記ページに掲載しています。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1303/kj00009309.html

お問い合わせ・お申込み

富山県中小企業団体中央会(重点成長分野人材育成プログラム・サポート団体)

〒930-0083 富山市総曲輪2丁目1番3号(富山商工会議所ビル6階)

電話: 076-424-3686 FAX: 076-422-0835 Webサイト: <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>

※富山県から「重点成長分野人材育成プログラム・サポート事業」の委託を受けています。